

騒音計貸出し申込書

北 区 長 殿

申込者 住 所 _____

氏名又は団体名

(団体名の場合は、担当者名を併記すること)

連 絡 先 () / 携 帯 ()

使用機器 ☐ 番号① ☐ 番号② ☐ 番号③

使用目的 _____

使用場所 _____

貸出期間 令和 年 月 日 () ~ 令和 年 月 日 ()

騒音計の貸出しを受けたいので、上記のとおり申し込みます。使用にあたっては、以下のことを順守いたします。

使用条件

1. 期間は、7 日以内とする。ただし、特別の事情があると認めるときは 7 日以内の延長を認める。延長する場合は、貸出期間終了日に区長へ申出て許可を得るものとする。
また、貸出期間中であっても、返却の求めがあった場合は速やかに返却しなければならない。
2. 使用者は、騒音計を良好な状態で使用し、責任を持って期間内に返却するものとする。
3. 使用者は、騒音計のみだりな設定変更、貸与外の付属品の使用などを行ってはならない。
4. 使用者は、承認を受けた目的以外に騒音計を使用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。
5. 使用者は、騒音計の使用上の事故について一切の責任を負わなければならない。
6. 騒音計の維持管理は、使用者の責任において行わなければならない。
7. 騒音計を破損し、汚損し、又は紛失したときは、使用者の負担において原形に復し、又は現品（現品が無い場合は、同程度のもの）をもって弁償しなければならない。

貸出し		返却受付日、担当		
-----	--	----------	--	--

(お問い合わせ先)

〒114-0002 北区王子 1-12-4 TIC 王子ビル 2 階
生活環境部環境課環境規制調査係 TEL 03-3908-8611

注意事項チェックリスト

- ☐ 騒音は数値を確認し、筆記または録画にて記録してください。
- ☐ メモリーカードなどを騒音計に挿入しないでください。
(データの記録機能は使用できません。)
- ☐ 電源の ON/OFF 以外の操作は行わないでください。設定が変わり測定が出来なくなってしまうです。(測定に適した設定となっています。)
- ☐ 電池が切れた場合、裏面フタを開け単三電池をご自身にて交換してください。
- ☐ 本機器は精密機械ですので、上記以外の操作は絶対に行わないでください。
故障の原因となります。
- ☐ 上記の内容について同意しました。